

資料 1 : 国際協定等における「予防」の位置付け
(年表と個表)

国際協定等における「予防」の位置付け（年表）

	国際協定など（条約・協定・議定書・ 声明・宣言・合意文書など）	国際機関及び各国の報告書など	各国／地方政府／NGO など
1985 年	・オゾン層の保護のためのウィーン条約		
1986 年			
1987 年	・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書		
1988 年			
1989 年			・カナダ・ケベック州法：絶滅危惧種または危急種に関する法律
1990 年	・ECE・ベルゲン宣言 ・第 3 回北海会議閣僚宣言		
1991 年			
1992 年	・生物の多様性に関する条約 ・気候変動に関する国際連合枠組条約 ・環境と開発に関するリオ宣言 ・EU：マーストリヒト条約による「欧州共同体を設立する条約」の改正 ・北東大西洋の海洋環境保護に関する条約（OSPAR 条約）		・カナダ連邦法：環境影響評価法
1993 年			・米国：大統領令 12866 号 規制の計画及び審査 ・日本：環境基本法
1994 年			・日本：環境基本計画
1995 年			
1996 年	・ロンドン条約 96 年議定書		・カナダ連邦法：海洋法
1997 年			・マサチューセッツ州：予防原則法案
1998 年	・ロッテルダム条約（PIC 条約）		・ウイングスブレッド宣言 ・スウェーデン：環境法典
1999 年			・カナダ連邦法：環境保護法
2000 年	・生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書	・欧州委員会：予防原則に関する委員会からのコミュニケーション ・Codex 一般原則部会における米国意見と EU の見解	・日本：第 2 次環境基本計画
2001 年	・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	・カナダ：「予防的取組方法・予防原則に関するカナダの展望」	・カナダ・ケベック州法：公衆衛生法 ・（社）日本化学工業協会：「予防原則 Q&A」
2002 年	・持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画書	・OECD：不確実性と予防：貿易と環境における意味 ・EU：早期警告からの遅い教訓：予防原則 1896 - 2000 ・米国行政管理予算局グラハム室長の発言 ・英国：「予防原則：政策と適用」	・EU：電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 ・EU：第 6 次環境行動計画の決定に関する欧州議会及び理事会決定 ・カナダ連邦法：カナダ国定海洋保全地域法
2003 年		・WHO：「公衆の健康保護ための予防的枠組み」 ・カナダ：「リスクに関する科学に基づいた意思決定における予防の適用の枠組み」	・EU：遺伝子組み換え生物の越境移動に関する欧州議会及び理事会規則 ・EU：化学物質の登録、評価、認可及び制限（REACH）と、欧州化学品庁の設立、並びに 1999/45/EC 指令及び POPs に関する EC 規則の改正に関する、欧州議会及び理事会規則の提案 ・米国カリフォルニア州：健康安全コード ・米国サンフランシスコ市：サンフランシスコ環境コード
2004 年	・欧州憲法を制定する条約		

国際協定等における「予防」の位置付け（個表）

オゾン層の保護のためのウィーン条約.....	1985年
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書.....	1987年
第3回北海会議閣僚宣言.....	1990年
ECE・ベルゲン宣言.....	1990年
生物の多様性に関する条約.....	1992年
気候変動に関する国際連合枠組条約.....	1992年
環境と開発に関するリオ宣言.....	1992年
マーストリヒト条約による「欧州共同体を設立する条約」の改正.....	1992年
北東大西洋の海洋環境保護に関する条約（OSPAR条約）.....	1992年
ロンドン条約96年議定書.....	1996年
ロッテルダム条約（PIC条約）.....	1998年
ウイングスプレッド宣言.....	1998年
生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書.....	2000年
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約.....	2001年
持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画書.....	2002年
欧州憲法を制定する条約.....	2004年

オゾン層の保護のためのウィーン条約 1985 年

文書の名称 (和文)	オゾン層の保護のためのウィーン条約			
文書の名称 (英文)	The Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer			
【種別】 条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
1985	1988	日本	EC	米国
【概要】 (1) 目的 オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組みを設定する条約で、オゾン層の観測、研究、保護、国際協力などの基本原則や一般的義務が定められている。 (2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など 締約国が、 <ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとること (第2条第1項) ・ 研究及び組織的観測等に協力すること (第3条) ・ 法律、科学、技術等に関する情報を交換すること (第4条) 等を規定しているが、具体的な取組は、議定書で規定することとなっており、1987年には、モントリオール議定書が採択された。				
【出典・URL】 地球環境条約集 (第4版) http://www.houko.com/00/05/S63/008.HTM http://www.unep.org/ozone/viennaconvention2002.pdf				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防措置	用語 (英文)	precautionary measures
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防措置</u>という文言が明示されている。</p> <p>前文 この条約の締約国は、 オゾン層の変化が人の健康及び環境に有害な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、 (中略) 国内的及び国際的に既にとられているオゾン層保護のための<u>予防措置</u>に留意し、 (以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>Preamble The Parties to this Convention, Aware of the potentially harmful impact on human health and the environment through modification of the ozone layer, (中略) Mindful also of the <u>precautionary measures</u> for the protection of the ozone layer which have already been taken at the national and international levels, (以下略)</p>	
<p>内容</p> <p>・「既にとられている予防措置に留意する」との記述で、予防措置に関する定義や具体的な行為の明示はない。</p>			

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 1987年

文書の名称 (和文)	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書			
文書の名称 (英文)	The Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer			
【種別】 条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
1987	1989	日本	EC	米国
【概要】 (1) 目的 1985年採択のオゾン層保護のためのウィーン条約の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護するための規制措置を定めたもの。 (2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など 議定書において規定する主な規制措置等は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制対象物質の使用と生産の禁止 (段階的な削減) ・ 非締約国との間での規制物質の輸出入の禁止 ・ 科学的知見の進展による規制措置の評価及び再検討 なお、規制物質が全廃された後の規制の例外として「不可欠な用途」essential use ; 例えば、医療用途、試験研究・分析用途) が認められている 物質の追加・削除とその物質に適用すべき規制措置のしくみ、範囲、時期は、1990年以降少なくとも4年ごとに行う科学、環境、技術及び経済の分野の入手しうる情報に基づいた評価に基づき、締約国のコンセンサス方式に基づく合意 (達しない場合は多数決による議決) により決定される。				
【出典・URL】 地球環境条約集 (第4版) http://www.houko.com/00/05/S63/009.HTM http://www.unep.org/ozone/pdf/Montreal-Protocol2000.pdf				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防措置	用語 (英文)	precautionary measures
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防措置という文言が明示されている。</u></p> <p>前文 この議定書の締約国は、 (中略) 技術的及び経済的考慮を払い、かつ、開発途上国の開発の必要性に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を破壊する物質の放出を無くすことを最終の目的として、この物質の世界における総放出量を衡平に規制する<u>予防措置</u>をとることによりオゾン層を保護することを決意し、 (中略) 国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する<u>予防措置</u>に留意し、 (以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>Preamble The Parties to this Protocol, (中略) Determined to protect the ozone layer by taking <u>precautionary measures</u> to control equitably total global emissions of substances that deplete it, with the ultimate objective of their elimination on the basis of developments in scientific knowledge, taking into account technical and economic considerations and bearing in mind the developmental needs of developing countries, (中略) Noting the <u>precautionary measures</u> for controlling emissions of certain chlorofluorocarbons that have already been taken at national and regional levels, (以下略)</p>	
<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意する」との記述。 ・ 「既にとられている予防措置に留意する」との記述で、予防措置に関する定義や具体的な行為の明示はない。 			

第3回北海会議閣僚宣言 1990年

文書の名称 (和文)	第3回北海会議閣僚宣言		
文書の名称 (英文)	Ministerial Declaration of the Third International Conference on the Protection of the North Sea, The Hague, 8 March 1990		
【種別】	条約 (Treaty, Convention) ・ 協定 (Agreement) ・ 議定書 (Protocol) 声明 ・ 宣言 ・ 合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定 ・ 勧告 ・ 宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
1990		日本	EC 米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>1980年、旧西ドイツの環境諮問委員会が、北海の環境問題に関する報告をまとめ、北海の環境保全政策は予防原則に基づくべきであること、また、保全には国際的な協力が必要であると勧告した。1983年、ドイツ政府の呼びかけで北海沿岸諸国が参加する北海保全のための国際会議が開かれ、その後も現在まで5回開催されている。会議は、新たな国際協定を目的とするものではなく、各国が既存の国際協定をより効果的に実行するための政治的な推進力を提供するとしている。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <p>汚染物質や発生源別に、削減に向けた取組の方法や目標値などを定める。</p>		
【出典・URL】	http://odin.dep.no/md/nsc/declaration/022001-990244/index-dok000-b-n-a.html		

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防原則	用語 (英文)	Precautionary principle
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防原則という文言が明示されている。</u></p> <p>前文 (中略)</p> <p>参加国は、以下の事項を今後の取組の基礎として採択した。</p> <p>参加国は、 (中略)</p> <p>排出と影響の間に因果関係があるという確定的な証拠がない場合にも、難分解性であり、有害で、生物濃縮しやすい物質の潜在的な有害影響を避けるための行動をとるとい、<u>予防原則の適用を継続する。</u> (以下略)</p> <p>共通行動 さらなる北海地域の環境保全のため、参加者は包括的な一連の共通行動の採用を決定した。 (中略)</p> <p>栄養分の流入 予防原則を適用し、第2回北海会議で設定された目標の達成を目指し、特</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>Preamble (中略)</p> <p>The participants adopted the following premises as a basis for their future work.</p> <p>They: (中略)</p> <p>will continue to apply <u>the precautionary principle</u>, that is to take action to avoid potentially damaging impacts of substances that are persistent, toxic and liable to bioaccumulate even where there is no scientific evidence to prove a causal link between emissions and effects;</p> <p>COMMON ACTION To further protect the North Sea environment the participants decided to adopt a comprehensive set of common actions. (中略)</p> <p>INPUTS OF NUTRIENTS In applying <u>the precautionary principle</u>, to co-ordinate initiatives to</p>	

<p>にパリ委員会が定めたパリ条約の栄養分削減計画を締約国が実行することを通じて、栄養分の流入を削減するイニシアチブを調整する。 (中略)</p> <p>船舶による汚染 (中略)</p> <p>25 意図的な汚染を最小限にすることを目的とする法的手段やルールを改善すること、予防原則の適用は、廃棄物や残留物の排出を最少化するために利用可能な最良の技術を採用するものであることを合意すること。 (以下略)</p>	<p>reduce nutrient inputs with the aim of achieving the goal set at the Second Conference on the Protection of the North Sea, in particular through implementation by the Contracting Parties to the Paris Convention of the programme for the reduction of nutrient inputs as established by the Paris Commission. (中略)</p> <p>POLLUTION FROM SHIPS (中略)</p> <p>25. To improve legal instruments and rules aimed at the minimization of intentional pollution, agree that the application of the <u>precautionary principle</u> requires the application of the Best Available Technology in order to minimize discharges of wastes and residues, and to this end:</p>
<p>内容</p>	

ECE・ベルゲン宣言 1990年

文書の名称 (和文)	ECE ベルゲン会議・持続可能な開発に関する閣僚宣言		
文書の名称 (英文)	Bergen Ministerial Declaration on Sustainable Development in the ECE Region		
【種別】	条約 (Treaty, Convention) ・ 協定 (Agreement) ・ 議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
1990		日本	EC 米国
【概要】			
(1) 目的			
<p>1990年、ノルウェーのベルゲンで、欧州及び北欧より34カ国が出席し、環境と開発に関する閣僚級会合が開催された。日本はオブザーバーとして出席。この会議は、環境と開発に関する世界委員会の報告のフォロー及び地球サミットの準備を目的としたもので、「持続可能な経済」「持続可能なエネルギー利用」「持続可能な産業活動」「啓発普及と市民参加」を中心概念として議論された。</p>			
(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など			
<p>文書は、「持続可能な経済」「持続可能なエネルギー利用」「持続可能な産業活動」「認識の喚起と市民参加」という4つのテーマへの取組と、実施のプロセスで構成されているが、具体的な措置を義務付けるものではない。</p>			
【出典・URL】			
地球環境条約集 (第4版)			
Ref: UN Doc. A/CONF.151/PC/10; 1 Yearbook on International Environmental Law 429 (1990): 4312			

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防原則	用語 (英文)	precautionary principle
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防原則という文言が明示されている。</u></p> <p>7. 持続可能な開発を達成するためには、政策は、<u>予防原則</u>に基づくものでなければならない。環境上の措置は環境悪化の原因を予見し、防止し及びそれに対処するものでなければならない。重大な又は回復不能な損害の脅威がある場合には、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化の防止措置を遅らせる理由とされてはならない。</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>7. In order to achieve sustainable development, policies must be based on the <u>precautionary principle</u>. Environmental measures must anticipate, prevent, and attack the causes of environmental degradation. Where there are threats of serious or irreversible damage, lack of full scientific certainty should not be used as a reason for postponing measures to prevent environmental degradation.</p>	
<p>内容</p>			

生物の多様性に関する条約 1992年

文書の名称 (和文)	生物の多様性に関する条約			
文書の名称 (英文)	Convention on Biological Diversity			
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)			
作成・採択年	発効年	締結状況		
1992	1993	日本	EC	米国 (署名のみ)
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ適正な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用のため、生物多様性国家戦略を策定する ・ 重要な地域・種の特定とモニタリングを行う ・ 遺伝資源保有国に主権を認め、途上国への技術移転を公正で最も有利な条件で実施する ・ バイオテクノロジーによる操作生物の利用、放出のリスクを規制する 			
【出典・URL】	http://www.biodic.go.jp/biolaw/fo_hon.html http://www.biodiv.org/convention/articles.asp			

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)		用語 (英文)	
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</u></p> <p>前文 締約国は、 (中略) 生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、 (以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>Preamble The Contracting Parties, (中略) Noting also that where there is a threat of significant reduction or loss of biological diversity, lack of full scientific certainty should not be used as a reason for postponing measures to avoid or minimize such a threat, (以下略)</p>	
<p>内容</p> <p>・「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある」という条件つきで、科学的な不確実性を理由に措置を延期してはならないとする。</p>			

気候変動に関する国際連合枠組条約 1992年

文書の名称 (和文)	気候変動に関する国際連合枠組条約			
文書の名称 (英文)	UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE			
【種別】 条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
1992	1994	日本	EC	米国
【概要】				
(1) 目的				
地球温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的に、「共通だが差異ある責任」の原則のもとで、先進国と途上国の義務を定めたもの。				
(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など				
<ul style="list-style-type: none"> 先進国は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を 2000 年までに 1990 年の水準に戻すとの目的をもって、温室効果ガスの排出抑制等の政策・措置を講ずる 途上国に気候変動に関する資金援助や技術移転などを実施する 				
【出典・URL】				
地球環境条約集 (第4版)				
http://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/jouyaku.html				
http://unfccc.int/resource/conv/conv.html				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的措置	用語 (英文)	precautionary measures
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防措置という文言が明示されている。</u></p> <p>第3条 原則 締約国は、この条約の目標を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるにあたり、特に、次に掲げるところを指針とする。 (中略)</p> <p>3. 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための<u>予防措置</u>をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球的規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力に</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>ARTICLE 3 PRINCIPLES In their actions to achieve the objective of the Convention and to implement its provisions, the Parties shall be guided, INTER ALIA, by the following: (中略)</p> <p>3....The Parties should take <u>precautionary measures</u> to anticipate, prevent or minimize the causes of climate change and mitigate its adverse effects. Where there are threats of serious or irreversible damage, lack of full scientific certainty should not be used as a reason for postponing such measures, taking into account that policies and measures to deal with climate change should be cost-effective so as to ensure global benefits at the lowest possible cost. To achieve this, such policies and measures should take into account different socio-economic contexts, be comprehensive, cover all relevant sources, sinks and reservoirs of greenhouse gases and adaptation, and comprise all economic sectors. Efforts to address climate change may be carried out</p>	

よっても行われ得る。	cooperatively by interested Parties.
<p>内容</p> <p>・深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、予防措置をとることを延期する理由とすべきではないと言及。</p>	

環境と開発に関するリオ宣言 1992年

文書の名称 (和文)	環境と開発に関するリオ宣言		
文書の名称 (英文)	Rio Declaration on Environment and Development		
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
1992		日本	EC 米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>1992年リオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議で発表された宣言。各国は国連憲章などの原則に則り、自らの環境及び開発政策により自らの資源を開発する主権的権利を有し、自国の活動が他国の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負うなど27項目にわたる原則によって構成されている。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <p>「持続可能な開発」を基本理念に各国の権利と責任についての原則を述べたもので、具体的な措置などの規定はなく、法的拘束力もない。</p>		
【出典・URL】	地球環境条約集 (第4版) http://www.unep.org/Documents/Default.asp?DocumentID=78&ArticleID=1163		

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的取組方法	用語 (英文)	precautionary approach
言及部分 (和文)	<p><u>予防的取組方法という文言が明示されている。</u></p> <p>第 15 原則</p> <p>環境を保護するため、<u>予防的取組方法は</u>、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。</p>		<p>言及部分 (英文)</p> <p>Principle 15</p> <p>In order to protect the environment, the <u>precautionary approach</u> shall be widely applied by States according to their capabilities. Where there are threats of serious or irreversible damage, lack of full scientific certainty shall not be used as a reason for postponing cost-effective measures to prevent environmental degradation.</p>
内容			

マーストリヒト条約による「欧州共同体を設立する条約」の改正 1992年

文書の名称 (和文)	欧州共同体を設立する条約			
文書の名称 (英文)	Treaty establishing the European Community			
【種別】				
条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
1992	1993	日本	EC	米国
【概要】				
(1) 目的				
<p>1991年、オランダのマーストリヒトで開かれた EC (ヨーロッパ共同体) 首脳会議で、マーストリヒト条約が結ばれた。マーストリヒト条約は、EC を EU に発展させることを宣言したうえで、外交・安全保障政策の共通化、遅くとも 1999 年までに共通通貨としてヨーロッパ通貨単位を導入するなどが骨子になっている。</p> <p>この条約による「欧州共同体を設立する条約 (ローマ条約、EC 条約)」の改定により、共同体の環境政策は予防原則に基づくとの文章が盛り込まれた。</p>				
【出典・URL】				
地球環境条約集 (第 4 版)				
http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2002/c_325/c_32520021224en00010184.pdf				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防原則	用語 (英文)	precautionary principle
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防原則という文言が明示されている。</u></p> <p>タイトル19 環境 第174条 (中略)</p> <p>2. 共同体の環境政策は、共同体の各地域における事情の多様性を考慮しながら高度の保護水準をめざす。それは、<u>予防原則</u>、防止措置が講じられるべきこと、環境破壊は先に源において矯正されるべきこと、及び汚染者が負担を負うべきことという原則に基礎をおく。 (以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>TITLE XIX ENVIRONMENT Article 174 (中略)</p> <p>2. Community policy on the environment shall aim at a high level of protection taking into account the diversity of situations in the various regions of the Community. It shall be based on the <u>precautionary principle</u> and on the principles that preventive action should be taken, that environmental damage should as a priority be rectified at source and that the polluter should pay. (以下略)</p>	
内容			

北東大西洋の海洋環境保護に関する条約（OSPAR 条約） 1992 年

文書の名称 (和文)	北東大西洋の海洋環境保護に関する条約			
文書の名称 (英文)	The Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic			
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)			
作成・採択年	発効年	締結状況		
1992	1998	日本	EC	米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>船舶からの廃棄物に関するオスロ協定 (1972 年) と陸地からの排出に関するパリ協定 (1974 年) に代わるもので、水環境への化学物質の流入等を規制する。EC、EU 諸国、ノルウェー、スイスが批准している。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防原則、汚染者負担の原則、利用可能な最良の技術 (Best Available Technology : BAT) 最良の環境政策 (Best Environmental Practice : BEP) の適用 ・ 陸地および沖合からの汚染や投棄・焼却による汚染の防止と削減、海洋環境の質の評価については附属書により規定。 			
【出典・URL】	http://www.ospar.org/eng/html/welcome.html			

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防原則	用語 (英文)	precautionary principle
言及部分(和文)		言及部分(英文)	
<p><u>予防原則という文言が明示されている。</u></p> <p>前文 締約国は、 (中略) 現行のオスロ条約とパリ条約ではさまざまな汚染源のすべてを十分に管理できず、したがって、<u>予防原則</u>と地域協力の強化を考慮しつつ、すべての海洋環境汚染源と海洋環境に悪影響を及ぼす人間環境を対象とする条約におきかえることが正当であることを認識し、 (以下略)</p> <p>第2条 一般的な義務 (中略) 2 締約国は、 (a) 直接的又は間接的に海洋環境に放出される物質又はエネルギーが、人の健康に危害をもたらし、生物資源や海洋生態系に害を及ぼし、アメニティを損い、または海洋の他の正当な利用をさまたげおそれがあるとの関</p>		<p>Preamble THE CONTRACTING PARTIES, (中略) CONSIDERING that the present Oslo and Paris Conventions do not adequately control some of the many sources of pollution, and that it is therefore justifiable to replace them with the present Convention, which addresses all sources of pollution of the marine environment and the adverse effects of human activities upon it, takes into account the <u>precautionary principle</u> and strengthens regional cooperation: (以下略)</p> <p>ARTICLE 2 GENERAL OBLIGATIONS (中略) 2. The Contracting Parties shall apply: (a.) the <u>precautionary principle</u>, by virtue of which preventive measures are to be taken when there are reasonable grounds for concern that substances or energy introduced, directly or indirectly, into</p>	

<p>心に対して合理的な理由がある場合は、その投入と影響との因果関係があるという確定的な証拠がない場合でも防止措置をとるとの<u>予防原則</u>を適用しなければならない。</p>	<p>the marine environment may bring about hazards to human health, harm living resources and marine ecosystems, damage amenities or interfere with other legitimate uses of the sea, even when there is no conclusive evidence of a causal relationship between the inputs and the effects;</p>
<p>内容</p>	

ロッテルダム条約 (PIC 条約) 1998 年

文書の名称 (和文)	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約		
文書の名称 (英文)	The Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade		
【種別】	条約 (Treaty, Convention) ・ 協定 (Agreement) ・ 議定書 (Protocol) 声明 ・ 宣言 ・ 合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定 ・ 勧告 ・ 宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
1998		日本	EC 米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>先進国で使用が禁止又は厳しく制限されている有害な化学物質 (工業化学物質、駆除剤) が、開発途上国等にむやみに輸出され、人の健康及び環境に対する有害な影響が生じることを防ぐため、1998年9月にロッテルダム (オランダ) において採択された。</p> <p>有害な化学物質についての情報交換を促進し、輸出入についての各国の決定の手続きを規定・周知することを目的とする。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前のかつ情報に基づく同意 (PIC (ピック): Prior Informed Consent) 手続きの導入 化学物質等に関する有害性などの情報の共有 有害性に関するラベル等による表示及び安全性に関する情報を記載した資料の添付 その他、化学物質の情報交換、技術援助など 		
【出典・URL】	地球環境条約集 (第4版) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_5a.pdf http://www.pic.int/en/ViewPage.asp?id=104		

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防措置	用語 (英文)	precautionary measures
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防措置という文言が明示されている。</u></p> <p>第14条 情報の交換 (中略)</p> <p>3. この条約の適用上、次の情報は、秘密の情報とはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 有害性の分類、危険性及び関連する安全性についての助言を含む、<u>予防措置に関する情報</u>。</p> <p>(以下略)</p> <p>付属書 輸出の通報に関する情報の要件</p> <p>1 輸出の通報には、次の情報を含める。 (中略)</p> <p>(e) 当該化学物質への暴露及び当該化学物質の排出を減少させるための<u>予防措置に関する情報</u></p> <p>(以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>Article 14 Information exchange (中略)</p> <p>3. The following information shall not be regarded as confidential for the purposes of this Convention: (中略)</p> <p>(d) Information on <u>precautionary measures</u>, including hazard classification, the nature of the risk and the relevant safety advice; and (以下略)</p> <p>Annex V INFORMATION REQUIREMENTS FOR EXPORT NOTIFICATION</p> <p>1. Export notifications shall contain the following information: (中略)</p> <p>(e) Information on <u>precautionary measures</u> to reduce exposure to, and emission of, the chemical; (以下略)</p>	
内容			

ロンドン条約 96 年議定書 1996 年

文書の名称 (和文)	1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書			
文書の名称 (英文)	1996 Protocol to the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter, 1972 and Resolutions Adopted by the Special Meeting			
【種別】				
条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
1996		日本	EC	米国
【概要】				
<p>海洋投棄による海洋汚染の防止を目的とするロンドン条約 (1972 年) の規制内容をさらに強化するため、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」が採択された。</p> <p>議定書は、海洋投棄および洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること (附属書 I)、海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること (附属書 II) を明確化している。</p> <p>また、附属書 II の実行ガイダンスとして、別途、一般 WAG (一般的な評価ガイドライン) 及び品目 WAG (個別品目毎の評価ガイドライン) が定められている。</p> <p>この議定書はロンドン条約締約国 15 カ国を含む 26 カ国以上の批准または加入の後、30 日目に発効することとなっている。</p>				
【出典・URL】				
http://www.londonconvention.org/documents/lc72/PROTOCOL.pdf				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的取組方法	用語 (英文)	precautionary approach
言及部分(和文)	言及部分(英文)		
	<p><u>予防的取組方法という文言が明示されている。</u></p> <p>(前文)</p> <p>この議定書の締約国は、海洋環境を保護し並びに海洋資源の持続的利用及び保存を促進する必要性を強調し、1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の枠組みにおける成果、特に、<u>予防及び防止に基づく取組方法への進展に留意し、</u></p> <p>(以下略)</p> <p>第3条 一般的義務1</p> <p>締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護に対し予防的取組方法を適用し、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがある場合には、投入及びその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠があるか否かを問わず、この考え方に従い適当な防止措置をとる。</p>		
	<p>THE CONTRACTING PARTIES TO THIS PROTOCOL, STRESSING the need to protect the marine environment and to promote the sustainable use and conservation of marine resources, NOTING in this regard the achievements within the framework of the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter, 1972 and especially the evolution towards <u>approaches based on precaution and prevention,</u></p> <p>(以下略)</p> <p>ARTICLE 3 GENERAL OBLIGATIONS 1</p> <p>In implementing this Protocol, Contracting Parties shall apply a <u>precautionary approach</u> to environmental protection from dumping of wastes or other matter whereby appropriate preventative measures are taken when there is reason to believe that wastes or other matter introduced into the marine environment are likely to cause harm even when there is no conclusive evidence to prove a causal relation between</p>		

	inputs and their effects.
内容	

ウイングスプレッド宣言 1998年

文書の名称 (和文)	予防原則についてのウイングスプレッド宣言		
文書の名称 (英文)	The Wingspread Consensus Statement on the Precautionary Principle		
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
1998		日本	EC 米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>1998年、米国ウイングスプレッドのジョンソン財団本部に、米国、カナダ、ヨーロッパの科学者、哲学者、法律家、環境活動家 32人が集まり、予防原則の定義とその実行について議論した。参加者は、健康と環境に関する意思決定においては予防原則が必要であるとの合意に達し、政府や企業、地域社会及び科学者に対し、意思決定において予防原則をとるよう呼びかける声明を発表した。</p> <p>主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質の放出と使用、資源の利用、および環境の物理的な変化は、人の健康と環境に重大な非意図的影響を及ぼした。 ・ 現行の環境規制、とくにリスクアセスメントに基づくものは、人の健康や環境を十分に守っておらず、人間活動の指針となる新しい原則が必要である。 ・ 企業や政府機関、組織、地域社会、科学者、その他個人が、あらゆる人間活動に対して予防的方策を採用しなければならない。 ・ ある活動が人の健康や環境に対して危害を及ぼすおそれがある場合、その因果関係が科学的に十分立証されなくても予防的措置をとるべきである。 ・ この点において、立証責任は公衆ではなく、活動の提唱者が負う。 ・ 予防原則を適用するプロセスは、オープンで民主的であり、影響を被る可能性のある当事者を含まなければならない。また、活動を行わないことも含めた、あらゆる代替案の検討を行わなければならない。 <p>というものであり、因果関係が十分立証されなくても予防的措置をとるべきであること、立証責任を活動の提唱者に負わせること、あらゆる代替案の検討を行うこととの言及がある。</p>		
【出典・URL】	http://www.greenpeace.or.jp/campaign/toxics/pp/documents/pphandbook_pdf http://www.sehn.org/wing.html		

<p>【<u>予防的取組方法・予防原則・予防措置</u>について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、<u>予防的取組方法</u>、<u>予防原則</u>、<u>予防措置</u>と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、<u>予防原則</u>、<u>予防措置</u>にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	<p>予防的取組方法、<u>予防原則</u>、<u>予防措置</u></p>	用語 (英文)	<p>precautionary approach, precautionary principle, precautionary measures</p>
言及部分(和文)	<p><u>予防的取組方法</u>、<u>予防原則</u>、<u>予防措置</u>という文言が明示されている。</p> <p>(略)</p> <p>人間の活動によって危険が発生することがありうるのは確かだが、近代において行ってきたやり方よりも慎重に物事をすすめるなければならないのだ。企業や政府機関、組織、地域社会、科学者、その他の人々のすべてが、あらゆる人間活動に対して<u>予防的取組方法</u>を採用する必要がある。</p> <p>よって、<u>予防原則</u>を実現しなければならない：ある行為が人間の健康や環境に対する脅威であるときには、その因果関係が科学的に完全に解明されていないと、<u>予防措置</u>をとらなければならない。</p> <p>予防原則では、立証責任は、市民ではなく、その行為を推進しようとする者が負うべきである。</p> <p><u>予防原則</u>の実現プロセスは公開された民主的なものでなければならず、また、影響を受ける可能性のある関係者のすべてが参加していなければならない。活動自体の取りやめを含む、あらゆる代替策の検討も必要である。</p>	言及部分(英文)	<p>(略)</p> <p>While we realize that human activities may involve hazards, people must proceed more carefully than has been the case in recent history. Corporations, government entities, organizations, communities, scientists and other individuals must adopt a <u>precautionary approach</u> to all human endeavors.</p> <p>Therefore, it is necessary to implement the <u>Precautionary Principle</u>: When an activity raises threats of harm to human health or the environment, <u>precautionary measures</u> should be taken even if some cause and effect relationships are not fully established scientifically.</p> <p>In this context the proponent of an activity, rather than the public, should bear the burden of proof.</p> <p>The process of applying the <u>Precautionary Principle</u> must be open, informed and democratic and must include potentially affected parties. It must also involve an examination of the full range of alternatives,</p>

	including no action.
内容	
<ul style="list-style-type: none">・ 予防的方策、予防原則、予防的措置という文言が使用。・ 「ある行為が人間の健康や環境に対する脅威であるときには、その因果関係が科学的に完全に解明されていなくとも、<u>予防措置をとる</u>」ことを<u>予防原則</u>としている。	

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 2000年

文書の名称 (和文)	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書		
文書の名称 (英文)	Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity		
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
2000		日本	EC 米国
【概要】	<p>(1) 目的</p> <p>この議定書は、環境及び開発に関するリオ宣言の第15原則に規定する予防的な取組方法に従い、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であつて生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響 (人の健康に対する危険も考慮したもの) を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境中で使用 (栽培など) される遺伝子組換え生物について、輸出国 / 輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し、輸入の可否を決定。 ・ 締約国は、リスク評価により特定されたリスクを規制、管理、制御する制度を確立。 		
【出典・URL】	地球環境条約集 (第4版) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_6a.pdf http://www.biodiv.org/doc/legal/cartagena-protocol-en.doc		

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的取組方法	用語 (英文)	precautionary approach
<p>言及部分 (和文)</p> <p><u>予防的取組方法という文言が明示されている。</u></p> <p>この議定書の締約国は、 (中略) 環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する<u>予防的取組方法</u>を再確認し、 (以下略)</p> <p>第 1 条 目的 この議定書は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する<u>予防的取組方法</u>に従い、特に国境を越える移動を対象に、人の健康に対するリスクも考慮しながら、現代のバイオテクノロジーにより遺伝的に改変された生物 (GMOs) であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な保護水準を確保することに寄与することを目的とする。</p>		<p>言及部分 (英文)</p> <p>The Parties to this Protocol, (中略) Reaffirming the <u>precautionary approach</u> contained in Principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, (以下略)</p> <p>Article 1 OBJECTIVE In accordance with the <u>precautionary approach</u> contained in Principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, the objective of this Protocol is to contribute to ensuring an adequate level of protection in the field of the safe transfer, handling and use of living modified organisms resulting from modern biotechnology that may have adverse effects on the conservation and sustainable use of biological diversity, taking also into account risks to human health, and specifically focusing on transboundary movements.</p>	

文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。

第10条 決定手続

(中略)

6 改変された生物が輸入締約国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響の程度に関し、関連する科学的な情報及び知識が不十分であるために科学的な確実性がないことは、人の健康へのリスクも考慮に入れながら、当該輸入締約国がそのような悪影響を回避し又は最小にするため、適当な場合には、当該改変された生物の輸入について3に規定する決定を妨げるものではない。

(以下略)

第11条 食料もしくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物のための手続

(中略)

8 改変された生物が輸入締約国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響の程度に関し、関連する科学的な情報及び知識が不十分であるために科学的な確実性のないことは、人の健康へのリスクも考慮に入れながら、当該輸入締約国がそのような悪影響を回避し又は最小にするため、利用し又は加工することを目的とする当該改変された生物の輸入について行う決定を妨げるものではない。

(以下略)

Article 10 DECISION PROCEDURE

(中略)

6. Lack of scientific certainty due to insufficient relevant scientific information and knowledge regarding the extent of the potential adverse effects of a living modified organism on the conservation and sustainable use of biological diversity in the Party of import, taking also into account risks to human health, shall not prevent that Party from taking a decision, as appropriate, with regard to the import of the living modified organism in question as referred to in paragraph 3 above, in order to avoid or minimize such potential adverse effects.

(以下略)

Article 11 PROCEDURE FOR LIVING MODIFIED ORGANISMS INTENDED FOR DIRECT USE AS FOOD OR FEED, OR FOR PROCESSING

(中略)

8. Lack of scientific certainty due to insufficient relevant scientific information and knowledge regarding the extent of the potential adverse effects of a living modified organism on the conservation and sustainable use of biological diversity in the Party of import, taking also into account risks to human health, shall not prevent that Party from taking a decision, as appropriate, with regard to the import of that living modified organism intended for direct use as food or feed, or for processing, in order to avoid or minimize such potential adverse effects.

	(以下略)
内容	
	<ul style="list-style-type: none">・ リオ 15 原則の引用。・ 潜在的な悪影響に対する科学的な確実性が欠如していても、輸入締約国が措置をとることを認める。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 2001年

文書の名称 (和文)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約		
文書の名称 (英文)	Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants		
【種別】 条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)			
作成・採択年	発効年	締結状況	
2001		日本	EC 米国
【概要】 (1) 目的 リオ宣言第15原則に掲げられた予防的な取組方法に留意し、残留性有機汚染物質に対して、人の健康の保護及び環境の保全を図る。 (2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造、使用の原則禁止 (PCB、クロルデン等9物質。PCB含有機器の継続使用等、一部の例外は認める) 及び原則制限 (DDT・マラリア対策用のみ認める) ・ 製造、使用の制限 (DDT・マラリア対策用のみ認める) ・ 非意図的生成物質 (ダイオキシン類等3物質) の排出の削減 ・ POPs を含む廃棄物・ストックパイルの適正管理及び処理 ・ 各国が国内実施計画を策定し、実施 ・ その他、締約国間の情報交換、POPs に関する情報提供、調査研究・モニタリング、途上国に対する技術・資金援助など 			
【出典・URL】 地球環境条約集 (第4版) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/t_020408.pdf http://www.pops.int/documents/convtext/convtext_en.pdf			

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的取組方法	用語 (英文)	precautionary approach
言及部分 (和文)	言及部分 (英文)		
	<p><u>予防的取組方法という文言が明示されている。</u></p> <p>第1条 目的 この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則 15 に規定する予防的取組方法に留意して、残留性有機汚染物質からの人の健康及び環境を保護することを目的とする。</p> <p><u>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</u></p> <p>この条約の締約国は、 (中略) 予防がすべての締約国における関心の中核にあり及びこの条約に内包されることを確認し、 (以下略)</p> <p>第8条 附属書 A、附属書 B 及び附属書 C への化学物質の記載 (中略)</p>		
	<p>Article 1 Objective Mindful of the <u>precautionary approach</u> as set forth in Principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, the objective of this Convention is to protect human health and the environment from persistent organic pollutants.</p> <p>The Parties to this Convention, (中略) Acknowledging that <u>precaution</u> underlies the concerns of all the Parties and is embedded within this Convention, (以下略)</p> <p>Article 8 Listing of chemicals in Annexes A, B and C (中略)</p>		

7 附属書 E の規定に従って作成される危険性の概要に基づき、次のことが行われる。

(a) 残留性有機汚染物質検討委員会が、化学物質が長距離にわたる自然の作用による移動の結果、世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあると決定する場合には、提案が先に進められること。科学的な確実性が十分でないことをもって、提案を先に進めることを妨げてはならない。同委員会は、事務局を通じて、すべての締約国及びオブザーバーに対し附属書 F に定める検討に関連する情報を求める。同委員会は、その後、同附属書の規定に基づく化学物質の可能な規制措置についての分析を含む危険の管理に係る評価を準備する。

(中略)

9 残留性有機汚染物質検討委員会は、6 に規定する危険性の概要及び7(a)又は8に規定する危険の管理に係る評価に基づき、化学物質を附属書 A、附属書 B 又は附属書 C に掲載することについて締約国会議が検討すべきかどうかを勧告する。締約国会議は、科学的な確実性がないことを含め、同委員会の勧告を十分に考慮して、当該化学物質を附属書 A、附属書 B 又は附属書 C の表に掲げ及び関連する規制措置を特定するかどうかにつき予防的な態様で決定する。

附属書 C 意図的でない生成

(中略)

第5部 利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する一般的な手引

(中略)

7. If, on the basis of the risk profile conducted in accordance with Annex E, the Committee decides:

(a) That the chemical is likely as a result of its long-range environmental transport to lead to significant adverse human health and/or environmental effects such that global action is warranted, the proposal shall proceed. Lack of full scientific certainty shall not prevent the proposal from proceeding. The Committee shall, through the Secretariat, invite information from all Parties and observers relating to the considerations specified in Annex F. It shall then prepare a risk management evaluation that includes an analysis of possible control measures for the chemical in accordance with that Annex;

(中略)

9. The Committee shall, based on the risk profile referred to in paragraph 6 and the risk management evaluation referred to in paragraph 7 (a) or paragraph 8, recommend whether the chemical should be considered by the Conference of the Parties for listing in Annexes A, B and/or C. The Conference of the Parties, taking due account of the recommendations of the Committee, including any scientific uncertainty, shall decide, in a precautionary manner, whether to list the chemical, and specify its related control measures, in Annexes A, B and/or C.

Annex C UNINTENTIONAL PRODUCTION

(中略)

Part V: General guidance on best available techniques and best environmental practices

(中略)

B. Best available techniques

<p>B. 利用可能な最良の技術</p> <p>利用可能な最良の技術の概念は、特定の技術を定めることを目的とするものではなく、関連する設備の技術的特性、その地理的な位置及び現地の環境上の状況を考慮することを目的とするものである。第1部に掲げる化学物質の放出を削減するための適当な管理の技術は、一般的に同じである。利用可能な最良の技術を決定するにあたっては、措置の予想される費用及び効果並びに予防及び防止の検討に留意して、次の事項につき、一般的に又は特定の場合に特別な考慮を払うべきである。</p> <p>(以下略)</p>	<p>The concept of best available techniques is not aimed at the prescription of any specific technique or technology, but at taking into account the technical characteristics of the installation concerned, its geographical location and the local environmental conditions. Appropriate control techniques to reduce releases of the chemicals listed in Part I are in general the same. In determining best available techniques, special consideration should be given, generally or in specific cases, to the following factors, bearing in mind the likely costs and benefits of a measure and consideration of <u>precaution</u> and <u>prevention</u>:</p> <p>(以下略)</p>
<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「リオ宣言第15原則に規定される予防的取組方法」と引用。 ・ 「世界的規模の行動を正当化するような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれ」があると委員会が決定する場合、科学的な不確実性は提案の実行を妨げないとする。 ・ 締約国会議は、委員会の勧告について、科学的な不確実性も考慮したうえで、「予防的態様」で措置を決定する。 ・ 利用可能な最良の技術は、措置の費用対効果と、予防及び防止の検討に留意して決定する。 	

持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画書 2002年

文書の名称 (和文)	持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画書			
文書の名称 (英文)	Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development			
【種別】				
条約 (Treaty, Convention) ・ 協定 (Agreement) ・ 議定書 (Protocol) 声明 ・ 宣言 ・ 合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定 ・ 勧告 ・ 宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)				
作成・採択年	発効年	締結状況		
2002		日本	EC	米国
【概要】				
(1) 目的				
<p>2002年のヨハネスブルグ・サミットで採択された、アジェンダ21の実施を促進するための取組と、リオ・サミット以降の地球規模の課題への対応を明記した合意文書。貧困撲滅から持続可能な生産消費パターンの変更、天然資源の保全と管理、保健、小島嶼諸国やアフリカの開発問題というさまざまなテーマへの取組と、実施手段、制度的枠組みについての合意が盛り込まれている。</p>				
(2) 目的の実施のために締約国が取るべき手段など				
<p>法的拘束力のない文書であり、1992年の国連環境開発会議以降の国際的合意の再確認と未達成の目標の実現を目指す内容が多く、具体的な措置を義務付けるものではない。有害化学物質の管理、公衆衛生の改善、生物多様性の保護などに関しては、新たに数値目標や達成期限が設定された。</p>				
【出典・URL】				
地球環境条約集 (第4版)				
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf				
http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/POIToc.htm				

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防的取組方法	用語 (英文)	Precautionary approach
言及部分(和文)		言及部分(英文)	
<p><u>予防的取組方法という文言が明示されている。</u></p> <p>・ 持続可能でない生産消費形態の変更 (中略)</p> <p>23. 持続可能な開発と人の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ 21 で促進されている約束を新たに作る。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最少化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。また技術及び資金協力を行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。 (以下略)</p>		<p>III. Changing unsustainable patterns of consumption and production (中略)</p> <p>23. Renew the commitment, as advanced in Agenda 21, to sound management of chemicals throughout their life cycle and of hazardous wastes for sustainable development as well as for the protection of human health and the environment, inter alia, aiming to achieve, by 2020, that chemicals are used and produced in ways that lead to the minimization of significant adverse effects on human health and the environment, using transparent science-based risk assessment procedures and science-based risk management procedures, taking into account the <u>precautionary approach</u>, as set out in principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, and support developing countries in strengthening their capacity for the sound management of chemicals and hazardous wastes by providing technical and financial assistance. This would include actions at all levels to: (以下略)</p>	

<p>・ 実施の手段 (中略)</p> <p>109. 特に自然科学者と社会科学者間、及び科学者と政策立案者間の協力体制を改善することにより、あらゆるレベルにおける以下の緊急行動を含め、全てのレベルにおいて政策と意思決定を改善する。 (中略)</p> <p>(f) 科学的な根拠に基づく意思決定を推進、改善し、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に示されている、「環境を保護するため、<u>予防的取組</u>方法は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」という予防的取組方法を再確認すること。 (以下略)</p>	<p>X. Means of implementation (中略)</p> <p>109. Improve policy and decision-making at all levels through, inter alia, improved collaboration between natural and social scientists, and between scientists and policy makers, including through urgent actions at all levels to: (中略)</p> <p>(f) Promote and improve science-based decision-making and reaffirm the <u>precautionary approach</u> as set out in principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development, which states: "In order to protect the environment, the <u>precautionary approach</u> shall be widely applied by States according to their capabilities. Where there are threats of serious or irreversible damage, lack of full scientific certainty shall not be used as a reason for postponing cost-effective measures to prevent environmental degradation." (以下略)</p>
<p>内容</p> <p>・「リオ宣言第 15 原則に示されている予防的取組方法」という引用。</p>	

欧州憲法を制定する条約 2004 年

文書の名称 (和文)	欧州憲法を制定する条約		
文書の名称 (英文)	Treaty establishing a Constitution for Europe		
【種別】	条約 (Treaty, Convention)・協定 (Agreement)・議定書 (Protocol) 声明・宣言・合意文書など 国際機関 (UNEP, OECD など) の決定・勧告・宣言など その他 (地域 / 各国 / 地方政府 / NGO など)		
作成・採択年	発効年	締結状況	
2004		日本	EC 米国
【概要】	<p>2004 年 6 月、EU 首脳会談で「欧州憲法を制定する条約」が合意された。憲法の本質的な目的は、加盟国が、EU に設置された共通の諸機関に主権の一部を移譲することを基本として、協働することに合意したすべての分野において、EU 加盟国間協力の法基盤を簡素化することにある。</p> <p>主な内容としては、意思決定方式の簡素化、大統領・外相ポストの創設などがある。</p> <p>EU は今後、2004 年 10 月に調印、その 2 年後を目途に加盟各国での批准手続きを進めたいとしている。なお、英国など数カ国では、批准の是非を国民投票にかけることとなっている。</p>		
【出典・URL】	http://ue.eu.int/igcpdf/en/04/cg00/cg00087.en04.pdf		

<p>【予防的取組方法・予防原則・予防措置について】</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置という文言が明示されている。</p> <p>文言の明示はないが、予防的取組方法、予防原則、予防措置と関連の強い表現がある。</p> <p>予防的取組方法、予防原則、予防措置にも関係するとみられる表現がある。</p>			
用語 (和文)	予防原則	用語 (英文)	precautionary principle
<p>言及部分(和文)</p> <p><u>予防原則という文言が明示されている。</u></p> <p>第5部 環境</p> <p>-129条(旧 欧州共同体を設立する条約174条)</p> <p>(中略)</p> <p>2. 連合の環境政策は、連合の各地域における事情の多様性を考慮しながら高度の保護水準をめざす。それは、予防原則、及び、防止措置が講じられるべきこと、環境破壊は先に源において矯正されるべきこと、及び汚染者が負担を負うべきことという原則に基礎をおく。</p> <p>(以下略)</p>		<p>言及部分(英文)</p> <p>SECTION 5 ENVIRONMENT</p> <p>Article III-129 (ex Article 174 TEC)</p> <p>(中略)</p> <p>2. Union policy on the environment shall aim at a high level of protection taking into account the diversity of situations in the various regions of the Union. It shall be based on <u>the precautionary principle</u> and on the principles that preventive action should be taken, that environmental damage should as a priority be rectified at source and that the polluter should pay.</p> <p>(以下略)</p>	
内容			

